

皆さんの意見 (パブリックコメント) を募集します

閲覧は各担当課のほか、市政情報コーナー(市役所2階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでも、ご覧いただけます。

電話や来庁による口頭での受け付けはできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(28年3月版)(案)

国では、人口急減・超高齢画調整課(市役所4階)ほか各地域が自立的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定しました。

市では国の策定した計画を踏まえ、人口減少克服と地方創生を併せて行い、将来にわたって活力ある東久留米市を実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】 閉庁日を除く2月19日(金)まで、企業 702へ。

「東久留米市耐震改修促進計画(案)」

市では、22年度～27年度に計画している「東久留米市耐震改修促進計画」について、耐震化などの進捗検証を行うとともに、計画期間を32年度まで延伸するため、同案をまとめましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】 閉庁日を除く3月1日(火)まで、施設建設課(市役所5階)6番窓口(火)までに(必着)、「東久留米市耐震改修促進計画(案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例40代)を記入の上、〒203-8555、市役所施設建設課保全計画・建築担当宛て郵送、ファクス(470-7809)、電子メール(shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp)へ提出してください。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてシンポジウムを開催します

市総合戦略の内容や地方創生についての理解を深めていただくため、シンポジウムを開催します。

【日時】 2月14日(日) 午前10時から 市役所7階703会議室

詳しくは企画調整課4

「東久留米市緑地保全計画(素案)」

この計画は、25年4月に策定された「東久留米市第一次緑の基本計画」において「緑の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられ、その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられていることから、策定するものです。

市では、環境審議会委員、市民環境会議委員や公募市民などで構成する「東久留米市緑地保全計画検討委員会」を設置して検討を重ね、「東久留米市緑地保全計画」の素案を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 閉庁日を除く2月1日(月)～22日(月) 753へ。

「(仮称)東久留米市農業振興計画(素案)」

この計画は、23年3月に策定された5カ年計画「東久留米市農業振興計画」の計画期間が終了することから、新たな10カ年計画を策定するものです。

市では、農業者・学識経験者・公募市民などで構成する「東久留米市農業振興計画策定委員会」を設置して検討を重ね、「(仮称)東久留米市農業振興計画」の素案を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 閉庁日を除く2月1日(月)～22日(月) 743へ。

募集



健康課(臨時職員)

【雇用期間】 4月1日～9月30日(更新の場合あり)

【勤務時間など】 月13日以内

【勤務内容】 パソコンを使用した入力作業やデータの集計・作成、事業実施時の補助など

【応募資格】 中級以上のパソコン操作(特にエクセル)ができる方

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

介護認定調査員(嘱託員)

【雇用期間】 4月1日～29年3月31日

【勤務時間など】 月16日。午前8時半～午後5時15分(半日単位の勤務可。要相談)

【勤務内容】 要介護(要支援)認定に係る訪問調査と調査票の作成、確認など

【応募資格】 介護支援専門員の資格を有する方

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

市立小・中学校給食臨時職員の名簿登録

28年度学校給食臨時職員の名簿登録者を募集します。27年度に登録している方で28年度も引き続き登録を希望する場合でも、再度登録してください。

【勤務日】 原則として勤務校の給食実施日

【応募書類】 履歴書(写真貼付)、資格証明書(写し)、「子育て支援から見た学童保育・児童館の役割」について考えや意見を原稿用紙800字以内(小論文)にまとめた小論文

【募集人数】 若干名

【報酬】 月額19万7800円(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 ①小学校 ②調理補助(代替・補助)、配膳員、給食事務、栄養士 ③中学校 ④配膳員、給食事務、栄養士

【その他】 雇用期間は6カ月(更新可)。有給休暇は6カ月後に取得可。交通費相当額は別途支給。栄養士は栄養士免許と普通自動車免許。調理補助および配膳員は体力に自信のある方

※勤務時間や勤務条件などは市ホームページで確認してください。

申し込みは履歴書(写真貼付)に希望職種、電話番号(自宅および携帯電話、経歴などを記入の上、必ず本人が学務課(市役所6階)へ持参してください。

管理栄養士・保健師(嘱託員)

【雇用期間】 4月1日～29年3月31日

【勤務時間など】 月16日勤務日は別途指定。午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①管理栄養士 ②保健師

【応募資格】 ①は管理栄養士、②は保健師の資格を有する方

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

市立保育園の調理補助

【雇用期間】 3月31日まで

【勤務時間など】 週3日(応相談。午8時半～午後5時)

【勤務内容】 保育園における給食調理の補助

【応募資格】 離乳食調理の経験がある方

【報酬】 時給980円(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

児童厚生員(嘱託員)

【雇用期間】 4月1日～29年3月31日

【勤務時間など】 祝日を除く月曜日(土曜日) 月124時間以内(変則勤務あり) ①学童保育所は午前8時15分～午後6時 ②児童館は午前8時半～午後7時15分の間の4時間～7:5時間(年3回程度、日曜日の勤務あり)

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育

【応募資格】 学童保育所または児童館における児童の保育

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

学童保育所・児童館の臨時職員(登録制)

登録は常時受け付けています。

【勤務時間など】 祝日を除く月曜日(土曜日) ①学童保育所は月75時間程度(変則勤務あり)、午前8時15分～午後6時 ②児童館は月120時間(年3回程度、日曜日の勤務あり)、午前8時半～午後7時15分の間の4時間～7:5時間

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育

【応募資格】 学童保育所または児童館における児童の保育

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

児童館の臨時職員(登録制)

登録は常時受け付けています。

【勤務時間など】 祝日を除く月曜日(土曜日) ①学童保育所は月75時間程度(変則勤務あり)、午前8時15分～午後6時 ②児童館は月120時間(年3回程度、日曜日の勤務あり)、午前8時半～午後7時15分の間の4時間～7:5時間

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育

【応募資格】 学童保育所または児童館における児童の保育

【募集人数】 若干名

【報酬】 市の規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】 生活保護面接相談員、健康管理支援員、就労支援員(嘱託員)

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分

【勤務内容】 ①生活保護面接相談員 ②生活保護面接相談員 ③生活保護面接相談員 ④生活保護面接相談員

【勤務時間など】 週3日以上、月16日以内。祝日を除く月曜日(金曜日)の午前8時半～午後5時15分